

## 平成25年度事業計画書

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

### ．基本方針

本財団は昨年9月21日、移行認定を求める申請書を内閣府に提出し、本年2月1日公益認定の答申を受け、来る4月1日に「公益財団法人」へ移行する。

その申請書では、定款第3条にもあるように、本財団の事業目的は「陶磁器産業の持続的な発展に資する事業」であるとし、「デザインの保護は創作の奨励である」との考えから、新規デザインの保全登録事業を実施していると説明している。

この立場から創作された製品を受け止め、また知的財産権に関する相談に対応して、ものづくりに邁進される方々の支援に努め、デザインの創造と保護の強化に取り組むこととする。

### ．事業計画の概要

#### 1) 陶磁器のデザイン及び裏印の登録保全事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全及び模倣防止について以下の事業を行う。

(1) 食器、ノベルティ、タイルのデザインと裏印(パターンネーム等)の登録保全事業  
デザインと裏印を本財団に登録し、模倣防止を図る。

(2) 全国陶磁器意匠保護協議会(以下、全国意匠と略)傘下の産地登録品の登録保全事業

産地登録済み製品の申請を受け付け、審査の上登録保全を行い、模倣防止を図る。

(3) 登録した新規デザイン・裏印の公示

登録した新規デザイン及び裏印の公示は、「陶磁器意匠弘報」及び本財団ホームページにて行い、登録品の周知徹底に努める。

(4) 陶磁器・タイルの新規デザインの登録規程の改訂

本財団の登録規程の改訂作業を行う。

(5) カタログの認定

事業者からのカタログ、パンフレット等を受け入れ、本財団の受付日付を押印することによって「公知日」とし、当該カタログ掲載製品と同一または類似のデザインの権利化の防止に役立てる。

(6) 陶磁器デザインや商標の模倣防止対策

登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士、及び各産地組合の協力を得て対応する。

不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て研究し、取り組む。

意匠や裏印の模倣への対処について、本財団の実施事例をHPに掲載し、模倣問題に関する認識を喚起する。

2) 陶磁器デザインのデータベース化事業

本財団登録資料(期限切れ含む)十数万件(食器・ノベルティ・タイル)の、デザインを中心としたデータベース化については、平成24年度に「登録意匠デジタル化積立資産」を設定した。平成25年度は、デジタル化システム構築の検討を進めて、検索システムの構成の決定、委託先事業者の選定を行い、データベース化に着手する。

本事業は3～4年にわたる事業である。

3) 陶磁器のデザイン及び裏印に関する資料や情報等の収集及び提供の事業

(a) 陶磁器のデザインや裏印に関する情報の提供

保有する意匠登録及び意匠認証の各資料、裏印資料(昭和初期、戦争直後、裏印認証)をもとに、陶磁器愛好家からの問合せに対応する。

(b) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開

創設以来、参考図書として収集した内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千5百冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者に対して閲覧に供する。

4) 陶磁器のデザイン及び知的財産権に関するセミナー事業

芸術系・デザイン系の専門家や特許庁専門官などを講師に迎え、デザイン開発者やその人材育成、陶磁器ファン層の拡大に貢献できるようなセミナーを開催する。

(以上)